

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和7年度第2回入間市都市計画審議会
開 催 日 時	令和7年11月10日(月) 午後3時00分 開会 ・ 午後4時20分 閉会
開 催 場 所	入間市役所B棟5階 全員協議会室
議 長 氏 名	入間市都市計画審議会 会長 中村 仁
出席委員(者)氏名	大澤昭彦、久保田政利、齋藤良徳、関 宏、田中智義、中島敦夫、中村仁、轟 涼、野瀬秀隆、荒岡真由美、西澤弥生、田山雅子、町田健治
欠席委員(者)氏名	藤野 忠
説明者の職氏名	入間市都市計画課主幹 星野健司
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開 会 2 諮 問 3 議 題 (1) 諮問事項 【入間市諮問事項】 ・ 入間都市計画生産緑地地区の変更について(入間市決定) ・ 入間都市計画入間市駅北口地区用途地域の変更について(入間市決定) ・ 入間都市計画入間市駅北口地区地区計画の設定について(入間市決定) (2) 報告事項 ・ 入間市立地適正化計画の策定について 4 答 申 5 その他 6 閉 会
非 公 開 理 由	—
傍 聴 者 数	なし
配 布 資 料	1 次第 2 入間市都市計画審議会委員名簿、幹事及び職員名簿(資料1) 3 入間都市計画生産緑地地区の変更について(資料2-1~資料2-5) 4 入間都市計画入間市駅北口地区用途地域の変更について(資料3-1~資料3-5) 5 入間都市計画入間市駅北口地区地区計画の設定について(資料4-1~資料4-5・別添含む・参考資料) 6 入間都市立地適正化計画(案)(資料5) 7 入間市立地適正化計画の検討状況に関する意見等への回答(資料番号なし)
事務局職員職氏名	都市整備部 部長 吉野敬司、次長 星 康貴、参事 毛須知之 都市計画課 課長 原島隆浩、主幹 星野健司、副主幹 荻野勝弘、副主幹 熊谷和巳
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

3 議 題

(1) 諮問事項

【入間市諮問事項】

- ・ 入間都市計画生産緑地地区の変更について
諮問事項について「異議なし」として了承された。
- ・ 入間都市計画入間市駅北口地区用途地域の変更について
諮問事項について「異議なし」として了承された。
- ・ 入間都市計画入間市駅北口地区地区計画の設定について
諮問事項について「異議なし」として了承された。

(2) 【報告事項】

- ・ 入間市立地適正化計画策定について
第3章から第6章までの検討状況を報告した。

5 その他

事務局より次の事項を説明。

○次回の都市計画審議会の日程について

第3回目の開催を令和8年3月12日(木)に予定している。

○審議会の報酬及び費用弁償の支払いについて

今月中に支払いの手続きを行う

○入間市立地適正化計画素案について

近日中に各委員に素案と意見書書式のデータ送信を予定している。12月19日までに意見書を都市計画課へ提出いただきたい。

会 議 録 (3)

意見・質問者	意見・質問内容
	(1) 諮問事項 <u>【入間市諮問事項】</u> ・ <u>入間都市計画生産緑地地区の変更について</u>
野瀬委員	資料2-3を見ると第52-2号生産緑地は同じ面積 0.48ha で変更と廃止となっておりわかりづらい。
事務局	主たる農業従事者が2人おり、死亡（相続発生）の時期が異なったため買取り申出に時差があった。そこで最初の買取り申出に対し対象面積を減じる変更を行った後、次の買取り申出における残り全ての生産緑地地区の廃止手続きを行う必要があった。
野瀬委員	資料2-5を見ると 0.17 ha 残っているのではないか。
事務局	52-2号生産緑地地区はトータルで 0.65 ha で複数の筆の土地を一団の農地として指定しており、地権者（主たる従事者）が異なっていた。まず一方の相続人より 0.17 ha の買取り申出が提出され当該面積の行為制限を解除し、事実上 0.48 ha に変更となった。次に時期を異にしてもう一方の相続人より残りの 0.48 ha を廃止の申し出があった。よって都市計画の手続き上は一度、面積の変更をした後、廃止するという二段階の手続きを行う必要があった。本来はそれぞれの変更に対して審議会を開催したいところであったが、実際は審議会開催のいとまがなく、同時に審議会に諮ることとなったものである。
野瀬委員	入間市の特定生産緑地の状況はどうなっているか。
事務局	最終変更日、令和7年3月21日から特定生産緑地地区が65地区、面積約 14.91 ha である。
野瀬委員	審議会での報告はなくていいのか。

事務局	生産緑地地区は都市計画法に基づいて決定する地域地区である。一方、特定生産緑地は生産緑地法に基づくもので、都市計画法上で廃止となった場合は同時に廃止となり、告示のみの処理となることから、都市計画審議会における諮問事項ではなく、報告も不要と考えていた。
野瀬委員	特定生産緑地も審議会に報告しなければならない法令はないか。
事務局	法的な根拠はなくても審議会に報告することは差し支えないため、次回以降そのような対応としたい。
	<u>【入間市諮問事項】</u> ・入間都市計画入間市駅北口地区用途地域の変更について ・入間都市計画入間市駅北口地区地区計画の設定について
田山委員	地区計画のC2地区の大学や病院を制限した理由は何か。
事務局	C2地区は既存の良好な住環境を維持及び形成すべき地区であるため、大規模な学校や病院の立地を制限することとした。なお診療所や小・中学校等は建築可能となっている。
久保田委員	駅前広場にバス停やタクシー乗り場等が入っているか。
事務局	今回の都市計画変更は用途地域、地区計画であり、土地区画整理事業そのものに関わる内容ではない。駅前広場におけるバス停やタクシー乗り場等の設置は土地区画整理事業で対応することになる。
野瀬委員	壁面後退は隣地には適用しないのか。
事務局	駅前広場及び駅前広場進入道路に面する部分のみに適用する。
大澤委員	C2地区の川沿いの区域が一部（共同住宅部分）外れている理由は。

事務局	当該区域は区画整理事業区域から外れているため外した。
大澤委員	区画整理事業地外も含めて地区計画を設定できないわけではないと思うが。
事務局	今回の用途地域の変更及び地区計画の決定は土地区画整理事業の効果の維持・促進を図ることが第一目的であることから、当該区画整理事業地内のみの設定とした。
大澤委員	今回の地区計画でどの項目が条例なのか。
事務局	入間市では地区計画を条例化していないため、今回も条例化する予定はない。
大澤委員	建築物の形態又は色彩等の制限に関する資料で、県の景観計画が示されているが、地区計画も一定規模以上のものが対象となるのか。
事務局	地区計画ではすべての建築物等が対象となる。
大澤委員	上位計画で景観形成を重視しているような記載があるため色彩だけではなく屋外広告物に対する規制が必要ではないか。また、住居系に緑化に関する項目を定めることにより良好な住環境の整備を積極的に進めてはどうか。
事務局	屋外広告物は県の条例に沿った形で関係各課と連携し適正に進めていく。緑化に関しては重要と考えるが、区画整理事業が進み造成工事の終了に伴い土地を明け渡していた住民が戻って住宅を建築することが想定されることから諸事情を考慮し、設定していない。
大澤委員	県の屋外広告物条例は最低限の制限であり、良好な景観を形成する目的ではないため、せっかく区画整理を行ったのであれば、今のうちに少し踏み込んだ規制をした方が良く考える。特に国道16号沿線の準住居地域

	内に、景観上好ましくないサイン等の林立は抑制したい。
事務局	ご意見として承る。
中村会長	他に意見等がなければ、本件については諮問のとおり了承することに決定したいが、よろしいか。
委員一同	異議なし。
中村会長	異議なしと認め、この件について諮問のとおり了承することとする。
	<u>(1) 報告事項</u> <u>・入間市立地適正化計画の策定について</u>
荒岡委員	資料の中（P 9）で誘導施設の新規立地の一覧表があるが、施設誘導する用途は立っているか。
事務局	用途は立っていない。将来的に立地が望まれる施設を明示しているものである。
野瀬委員	資料のなかで定量的な目標値（P 24）の人口のデータが古いのではないか。
事務局	データは直近の国勢調査を引用している。
野瀬委員	目標値は何年後になるのか。
事務局	20年後である。
野瀬委員	引用している古いデータは差し替えた方がいいのでは。
事務局	防災訓練参加者などは最新のデータに差し替える予定。現在は策定段

	階なので古いものになっている。ただ人口に関しては国勢調査を基にしている所以最新が令和2年となる。
田山委員	一人当たりの歳出額の変化のデータは何を使用しているのか。
事務局	歳出の前年比過去5年間の平均を出し、変化率を出したもの。歳出を現在以下に抑える目標値となっている。
田山委員	市民一人当たり支出した額の数値なのか。
事務局	一般会計で全市民一人当たりの数値である。
野瀬委員	届出制度の資料（p25）に届出の要否の記載があるが、建築確認や開発行為の申請等は必要なく建築行為等ができるかと誤解を招くのでは。補足が必要ではないか。
事務局	立地適正化計画公表後も開発許可や建築確認等は必要であり、その外、立地適正化計画の届出が必要となる。ご指摘のとおり補足するなど表現は検討する。
中村会長	他に意見等がなければ、今回の報告内容について今後の対応を事務局より説明を求める。
事務局	前回を含め今まで説明した内容を現在、計画書素案として作成中である。近日中に計画書素案と意見書書式をデータ配信する予定である。素案に対する意見書を12月19日までに都市計画課まで提出をお願いしたい。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年12月3日

議長 の 署名

中村 仁

議長が指名した者の署名

久保田 政利